

子ども・子育て会議基準検討部会（第7回）提出資料

地域型保育事業について

（小規模保育事業以外の事業を中心に）

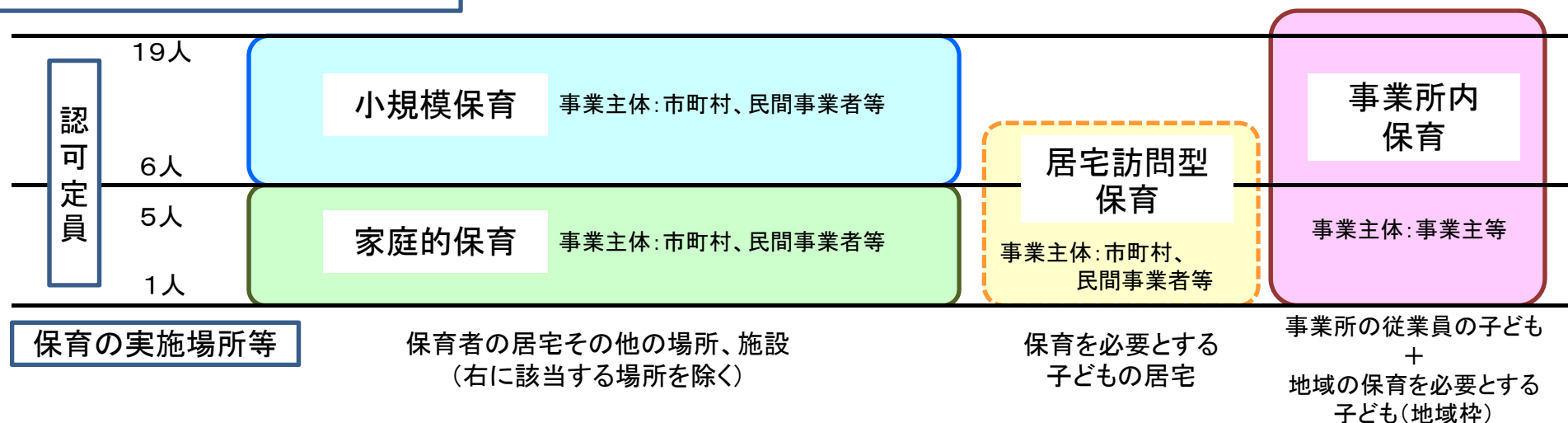
平成25年11月25日

（赤字部分が修正部分）

1 . 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。

地域型保育事業の位置付け



2. 地域型保育事業（小規模保育事業以外）の検討に当たって

(1) 地域型保育事業のコンセプト

➡ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

(2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
規模	・少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) 家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・1対1が基本	・様々(数人～数十人程度)
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅	・事業所その他様々なスペース

3 . 家庭的保育事業等の認可基準について

(1)概要

- 家庭的保育事業等では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとすることとしている(保育所に関する認可制度と同様)。

- 家庭的保育事業等の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

- 国が定める基準については、
 - ア「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。

- 家庭的保育事業等については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。

※基準の設定に当たっては、特に、既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。

4 . 認可基準の具体的な各項目について

(1)職員数・資格要件

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設 ※1, 2)	認可外保育施設	小規模保育 ³
保 従 者	保育士 0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育所と同様 (除く)	3分の1以上が保育士又は看護師	A型:保育士 B型:2分の1以上が保育士 C型:家庭的保育者 A型、B型については、保育所と同様の特例あり
職 員 数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	保育所と同様	保育所と同様	A型、B型 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名 C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)

1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乘せを行っている。

2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。

3 平成25年8月29日第4回基準検討部会における対応方針案より(このほか、離島・へき地に関する特例あり。以下同じ。)

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

- 保育従事者及び職員数については、現行の児童福祉法に基づく市町村事業を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

論点①:家庭的保育者に対して求めている研修要件について、保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応する観点から、どう考えていくか。

→現行は、基礎研修(すべての家庭的保育者が受講)に加え、認定研修(保育士以外の者が受講)を求めているが、一定の実務経験を有する者や他の資格を有する者の取扱いなど、当該研修内容や研修実施体制(現行は市町村が実施)について、見直す必要はないか。

[現行]基礎研修:講義等21時間+実習2日間以上

認定研修:看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上):講義等(40時間)+保育実習() (48時間)の計88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者(1年未満)

:講義等(40時間)+保育実習()48時間+保育実習()20日間

研修内容の詳細は参考資料1参照(P41~)

<主なご意見>

- ・家庭的保育者の基礎研修、認定研修は極めて重要であり、更なる専門性の向上のためにも、市町村のみならず、都道府県、養成校において実施していくことが必要ではないか。
- ・基礎研修と認定研修を受ける機会を拡大していくことが必要ではないか。
- ・都道府県、市町村を中心に養成校の協力を得ながら研修体制を作っていくことが必要。また、退職者などを考えると、年1回の研修・実習では足りないことから、都道府県、市町村、ブロック単位などにより、研修機会を増やすべき。
- ・保育従事者及び職員数については、現行制度を踏襲していくことがまずは必要。
- ・研修について、基礎自治体はもとより、養成校との連携を含め、都道府県による強力な支援体制は有効。
- ・市町村の従来の役割を残しつつ、都道府県、養成校の役割を見直していく方向を支持。
- ・市町村が果たしてきた役割を踏まえつつ、都道府県の果たす役割を含めて見直していく方向に賛成。その際の財政支援についても配慮してほしい。

【対応方針(案)】

- 家庭的保育者に対しては、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本としてはどうか。また、家庭的保育補助者についても、現行制度と同様に、必要な研修を修了した者であることを基本としてはどうか。(市町村認可事業であることから、家庭的保育者・家庭的保育補助者として認めるのは市町村が行う)
- また、家庭的保育者に対して修了を求める研修については、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対応することを基本としてはどうか。家庭的保育補助者についても、現行の基礎研修の修了を基本としてはどうか。
- その上で、新制度における研修については、現行の研修の内容も踏まえた上で、
 - ・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われていることが多いものの、新制度における事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること、
 - ・研修対象者の数は現在よりも多くなることが想定されること
 - ・更なる専門性の向上を図っていくほか、本事業における業務内容を踏まえた内容とすることが求められること等を勘案し、これまで市町村が果たしてきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととしてはどうか。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、必要に応じて、一定の経過措置を検討してはどうか。

論点②:家庭的保育補助者の配置について、どう考えていくか。

→現行は、3人を超えて(5人まで)子どもを保育する場合は必置となるが、3人の場合であっても、食事時間帯の対応など、補助者の配置が望ましい場面があることをどう考えていくか。

<主なご意見>

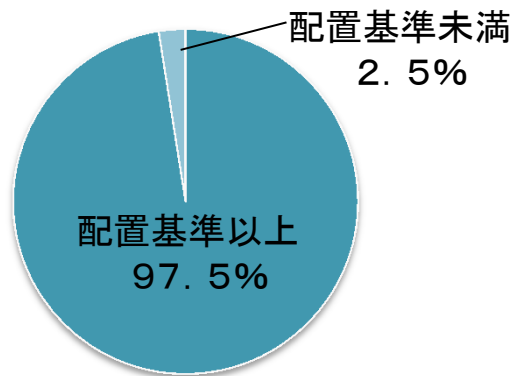
- ・家庭的保育者1人で食事の準備を行うことは難しいことから、補助者の配置を検討すべきではないか。
- ・家庭的保育者1人で異年齢の子ども3人の保育を実施するのは難しい点もあり、最近、家庭的保育事業を導入した自治体では、補助者ととも複数者による保育体制を義務付けていたり、繁忙時間帯に補助者を付けることを標準化している自治体もある一方、そうでない自治体もあり、ばらつきが見られる。特に0歳児を受け入れている場合など、補助者制度の充実が必要ではないか。
- ・密室性の回避のためにも、補助者の配置や巡回指導等があると良いのではないか。
- ・多様な保育であっても、保育の質を担保していくために、給食の提供が求められるというのは当然と理解。ただし、保育対象が3人以下の場合であっても保育補助者の他に調理員を付けることを前提としてほしい。また、調理設備などの物理的環境についても、現行の家庭的保育が継続できるよう、地域の実情に合わせたものとするべきではないか。

【対応方針(案)】

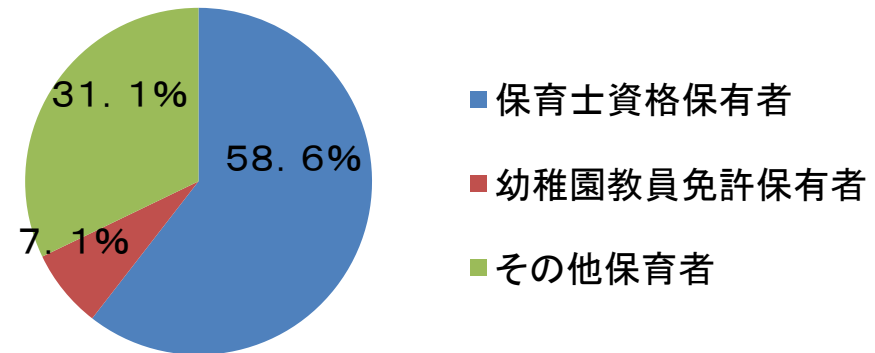
- 家庭的保育補助者については、
 - ・給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されること
 - ・異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがあり得ること等を踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、**調理員との関係も含めて**公定価格の議論の中で検討してはどうか。

【参考・家庭的保育事業の保育従事者配置状況等】

[保育従事者数の定足状況]



[家庭的保育者の資格保有状況]



※入所児童数に対する配置基準(3:1、補助者を置く場合5:2)の適合状況

【事業所内保育事業】

[検討の視点]

- 保育従事者及び職員数については、現状の雇用保険事業による助成対象施設の基準を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

論点：事業所内保育事業については、雇用保険事業による助成対象に当たっては、利用定員の下限が6人と設定されているものの、それ以外に、特段、利用定員に係る規制は設けられていないが、利用定員が19人以下の比較的小規模な施設については、どういった取扱いとするか。

→小規模保育事業(A型・B型)等と同様の保育従事者及び職員数とすることも考えられるか。

<主なご意見>

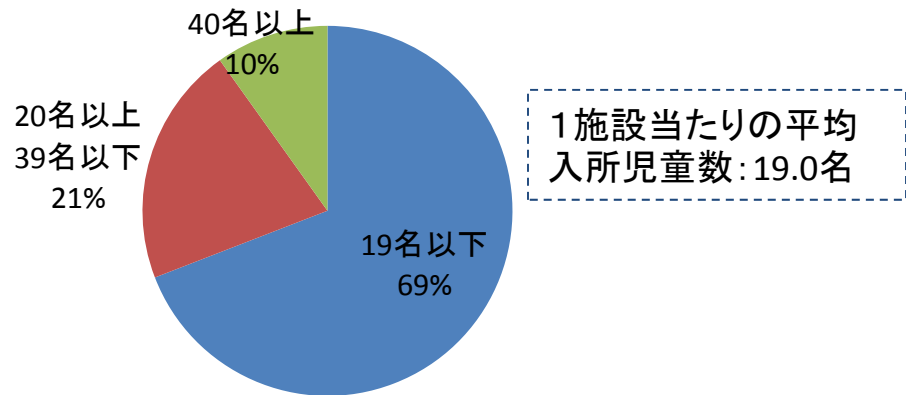
- ・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。

【対応方針(案)】

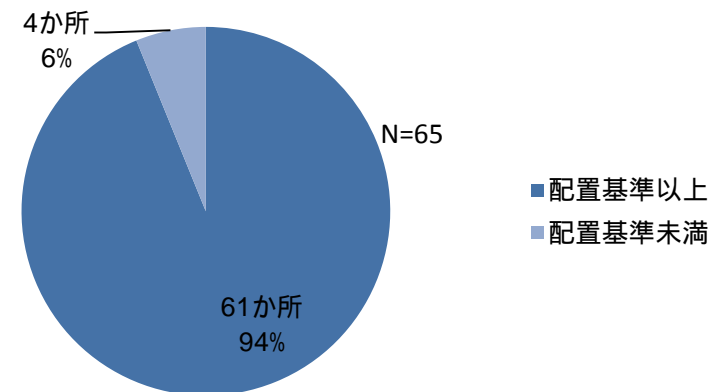
- 新制度における事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。ただし、現行の事業所内保育施設の1施設当たりの平均の入所児童数は19.0人(実態調査)となっているほか、雇用保険事業の助成対象に関わらず、事業所内保育施設全体で見ると、1施設当たりの平均入所児童数は14.8名となっている(平成23年度認可外保育施設の現況取りまとめより)ことから、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定される。
- これを踏まえ、利用定員が19名以下の場合、同じく0～2歳児を対象として少人数の保育を行う事業であり、既存事業等からの移行を見込んでいる小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていくことを基本としてはどうか。
 - ※特に、認可保育所への移行を希望する事業所内保育施設のうち、4割近くの施設から、移行困難な理由として「最低定員(原則60人以上、条件付きで20人以上)を満たすことができない」があげられており、今般、小規模保育事業が認可事業として制度化されることに伴い、整合性があることが望ましいのではないかと。(平成21年地域児童福祉事業等調査より)
 - ※5人以下のものについても、同じ基準で対応してはどうか。
- また、利用定員が20名以上の場合については、
 - ・認可保育所と同様の事業規模になること
 - ・現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所と整合性を図っていくことを基本としてはどうか。

【参考・事業所内保育事業の保育従事者配置状況等】

[事業所内保育施設の入所児童数の状況]

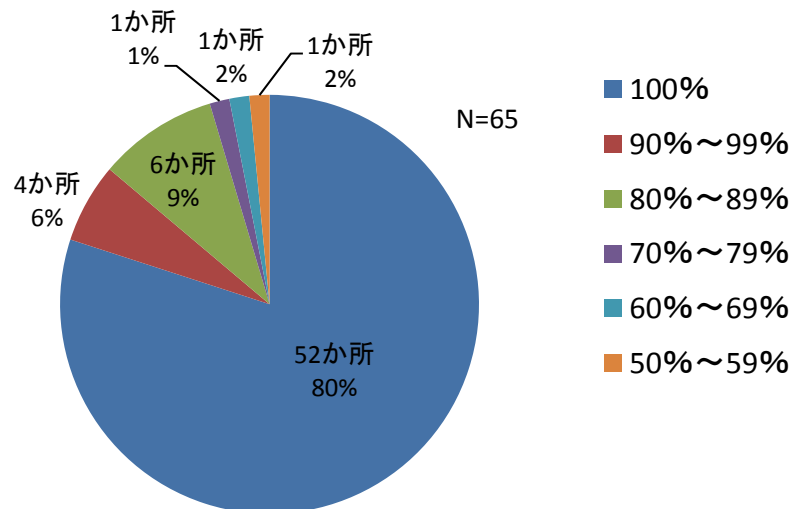


[保育従事者数の定足状況]

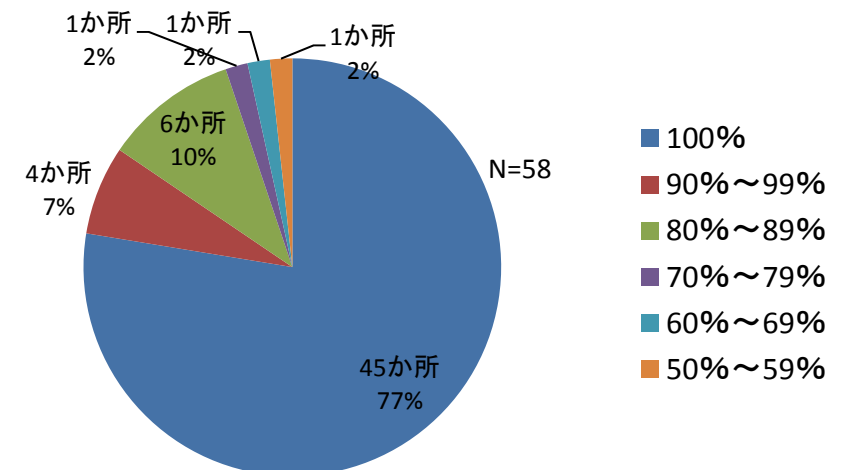


→うち、保育従事者数が、小規模保育事業(A型・B型)の配置基準(保育所配置基準+1名)を超えている施設
58ヶ所/61ヶ所(95.1%)

[保育従事者に占める保育士・看護師の構成割合別施設数]



[上記の保育従事者数が配置基準+1名を超えている施設における保育従事者に占める保育士・看護師の構成割合別施設数]



【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

- 保育従事者については、どういった職員を求めることとするか(職員数については1:1が基本)。

[主な論点]

論点: 現行、居宅訪問型保育事業については、保育従事者の資格要件※に関する基準がないが、職員の質の確保の観点から、どう考えていくか。

- 家庭的保育のように、保育士に加えて、研修の修了により、保育士資格を保有しない者も従事することを可能とする仕組みをベースとするか、又は保育士であることを一律に求めることとするか。さらに、研修要件について、どういった内容とすべきか。

※(公益社団法人)全国保育サービス協会等が実施している認定研修はあり 研修内容の詳細は参考資料2参照(P48~)

<主なご意見>

- ・1:1で子どもと向き合う事業の性格上、現在行われているようなベビーシッター資格認定制度と同等の研修体制は必要ではないか。
- ・保育経験者、看護師、幼稚園教諭など多様な人材が質の高い研修を受けることで担い手となるよう、積極的な育成と活用を図るべきではないか。
- ・団体のみではなく、地方自治体から委託を受け、養成校、NPO等も実施できるようにすべきではないか。また、座学については、e-learningも認めるべきではないか。
- ・これまでの研修等に基づく資格認定試験、課程の実績を踏まえ、専門性の確保を進めていくべき。
- ・保育士であって市町村が実施・委託する基礎研修修了者、保育士養成校の所定科目履修者、又は、市町村が指定する資格取得者とすべきではないか。

【対応方針(案)】

- 居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本としてはどうか。
- また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了を求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け((6)②参照)等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本としてはどうか。
- なお、研修の体制については、家庭的保育事業等と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していくこととしてはどうか。

(2) 設備・面積基準

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、1人1.98㎡以上		
	屋外遊戯場 付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 付近の代替地可			屋外遊戯場 付近の代替地可
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例あり	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める	A型・B型 乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ C型 すべて1人3.3㎡
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳児)	適当な広さ			屋外遊戯場 1人3.3㎡ (2歳児)

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

- 設備・面積基準については、現行の児童福祉法に基づく市町村事業を踏まえ、どう考えていくか。

<主なご意見>

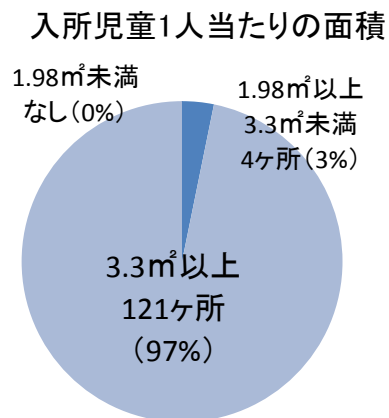
- ・現行の基準で問題ないのではないか。
- ・面積基準等については、現行制度を踏襲していくことがまずは必要。

【対応方針(案)】

- 家庭的保育事業の保育室(保育を行う居室)に関しては、現行制度と同様に、1人当たり3.3㎡以上とすることを基本としてはどうか。
- また、屋外遊戯場に関しては、「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で(他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可)、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本としてはどうか。

【参考・家庭的保育事業の保育従事者配置状況等】

[保育室等の状況]



1施設当たりの平均面積は25.85㎡(1人当たり7.67㎡)

[屋外遊戯場の状況]

屋外遊技場又は公園等の代替地	107(78.7%)
うち公園等の代替地のみ	70(51.5%)
うち屋外遊戯場を設置	37(27.2%)
いずれもなし	29(21.3%)
合計	136(100%)

⇒約8割の事業が屋外遊戯場又は公園等の代替地を設置しており、これらを設置していない29ヶ所のうち、2歳児を受け入れている事業は17ヶ所

	施設数(構成割合)
3.3㎡未満	0(0.0%)
3.3㎡以上	30(100.0%)
合計	30(100.0%)
不詳	7

⇒屋外遊戯場を設置している施設(37ヶ所)は不詳(7ヶ所)を除き、すべて1人当たり3.3㎡以上確保

【事業所内保育事業】

[検討の視点]

- 設備・面積基準については、どの程度の水準を求めることとするか。

[主な論点]

論点①: 地域型保育事業において主に受入対象となる0・1歳児に係る面積基準について、どの程度の面積基準を求めることとするか。

→0・1歳児については、①現行の雇用保険事業による事業所内保育施設(1人1.65㎡)、②認可保育所(乳児室:1人1.65㎡、ほふく室:1人3.3㎡)、③小規模保育事業(1人3.3㎡)、のうち、いずれの施設・事業をベースとするか。また、利用定員が19人以下の比較的小規模な事業については、こういった取扱いとするか。

論点②: 屋外遊戯場を設けることを求めるか。その場合、公的施設の敷地その他の付近の代替地で可とするか。また、設けることとした場合、1人当たりの面積基準について、どの程度のものを求めるか。

<主なご意見>

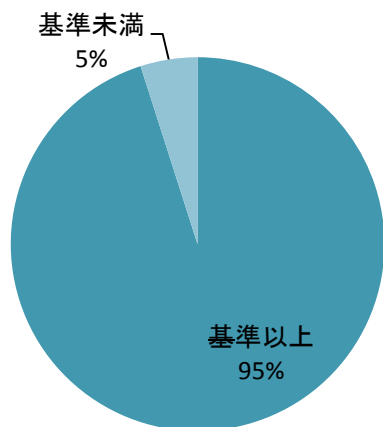
- ・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。
- ・19人以下の小規模事業については、③のように小規模保育の仕組みに準じてはどうか。また、20人以上の事業については、認可保育所の仕組みに準じてはどうか。

【対応方針(案)】

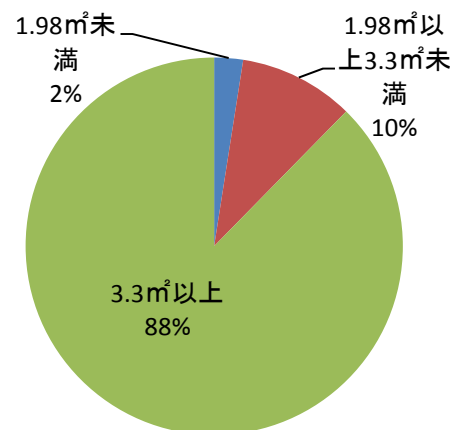
- 新制度における事業所内保育事業については、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定されることから、(1)職員数・資格要件と同様に、利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本としてはどうか。
- また、利用定員が20名以上の場合については、同じく、認可保育所と整合性を図っていくことを基本としてはどうか。

【参考・事業所内保育事業の保育室・屋外遊戯場状況等】

[事業所内保育施設の保育室の面積基準の状況]



[1人当たりの面積の状況]



[事業所内保育施設の屋外遊戯場の状況]

屋外遊戯場又は公園等の代替地	75(92.6%)
うち、公園等の代替地のみ	30(37.0%)
いずれもなし	6(7.4%)
合計	81(100%)

[1人当たりの面積の状況]

3.3㎡未満	3(7.1%)
3.3㎡以上	39(92.9%)
不詳	3

【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

- 保護者・子どもの居宅において保育を行うという事業の特性上、設備・面積基準を設けないこととするか。

【対応方針(案)】

- 居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本としてはどうか。

(3)給食(自園調理)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
給食	自園調理 * 3歳以上児は外部搬入可能 * 公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	自園調理※ 連携施設等からの搬入可
設備	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備	調理室	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備
職員	調理員 * 全部委託、外部搬入の場合 は不要	不要			調理員 * 全部委託、連携施設等 からの搬入を行う場合不要

※現行自園調理を実施していない事業からの移行に当たって、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

- 家庭的保育事業の給食提供のあり方について、どう考えるか。

[主な論点]

論点①: 現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。

- 自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とするか。
- 家庭的保育者の居宅や共同住宅などでの事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。

論点②: 自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。

- 自園調理を行う場合、例えば、家庭的保育補助者等が調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。
- 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

<主なご意見>

- ・ 現行では、給食や弁当持参について、自治体の判断に委ねられているが、保護者ニーズを勘案すると、給食を進めていくべきではないか。ただし、その際、補助者やその他の調理職員の確保が必要となることに留意が必要。また、居宅に保育専用の調理設備を設けることが困難なケースもあり、地域の実情に応じた対応も考えられるのではないか。
- ・ 多様な保育であっても、保育の質を担保していくために、給食の提供が求められるというのは当然と理解。ただし、保育対象が3人以下の場合であっても保育補助者の他に調理員を付けることを前提としてほしい。また、調理設備などの物理的環境についても、現行の家庭的保育が継続できるよう、地域の実情に合わせたものとすべきではないか。

【対応方針(案)】

〔給食の取扱いについて〕

- 自園調理を基本としてはどうか。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能としてはどうか。
 - ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能としてはどうか。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能としてはどうか。
- その際、特に現行の事業形態では、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえ、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとしてはどうか。
- 実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくか。
- また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けるかどうか。

〔設備の取扱いについて〕

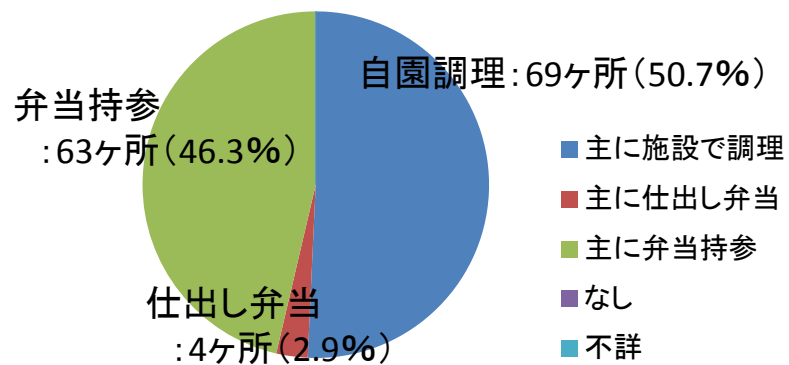
- 調理設備を基本としてはどうか。
- その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定めることとしてはどうか。
- なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本としてはどうか。

〔職員の取扱いについて〕

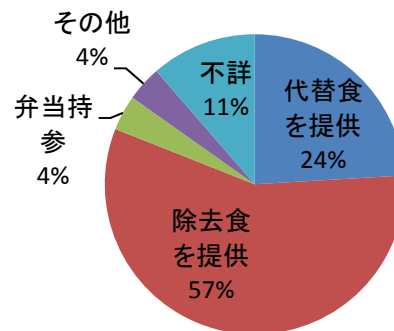
- 調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能としてはどうか。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員や補助者による調理業務は不要)
- その際、家庭的保育補助者の配置への配慮については、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討することとしてはどうか。

【参考・家庭的保育事業の給食提供状況等】

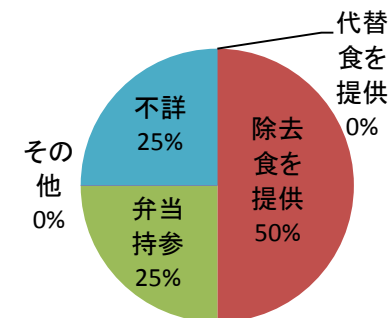
[家庭的保育事業の給食提供の状況]



[アレルギーの子どもへの給食の提供状況]
(自園調理)



[アレルギーの子どもへの給食の提供状況]
(仕出し弁当)



【事業所内保育事業】

[検討の視点]

- 事業所内保育事業の給食提供のあり方について、どう考えるか。

[主な論点]

論点①: 現行通りとするか、又は、自園調理を求めるとするか。

- 自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能とするか。
- 事業所その他多様な場所での事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。

論点②: 自園調理を求めるとする場合、調理担当の職員をどうするか。

- 自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。
- 調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。 ※その場合、調理員の配置は求めない。

<主なご意見>

- ・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。

【対応方針(案)】

〔給食の取扱いについて〕

➤ 自園調理を基本としてはどうか。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能としてはどうか。

※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。

➤ その上で、現行の事業所内保育施設においては、約4割が仕出し弁当(外部搬入)により対応していることを踏まえ、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能としてはどうか。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能としてはどうか。

➤ その際、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとしてはどうか。

➤ 実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくか。

➤ また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に囑託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けるかどうか。

〔設備の取扱いについて〕

➤ 事業の規模に応じて、調理室又は調理設備を基本としてはどうか。

※ 20名以上の場合、調理室の設置を求め、19名以下の場合、調理設備の設置を求める。

➤ その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定めることとしてはどうか。

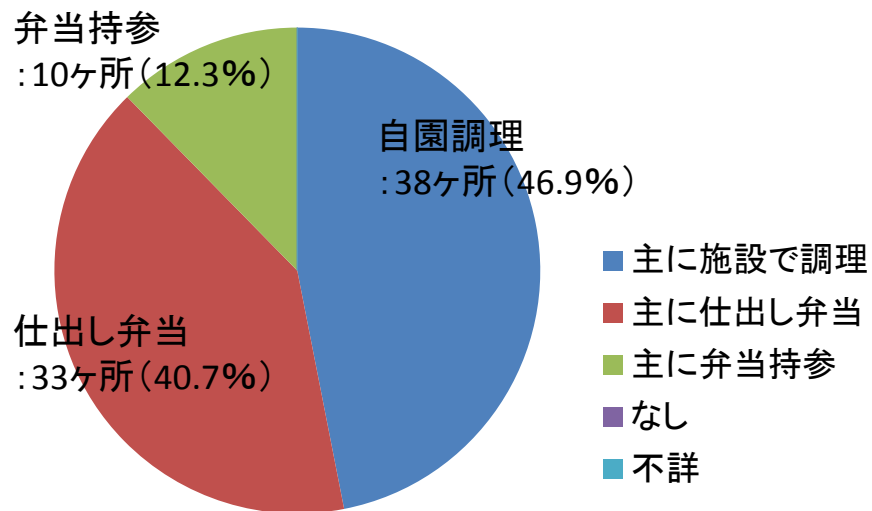
➤ なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本としてはどうか。

〔職員の取扱いについて〕

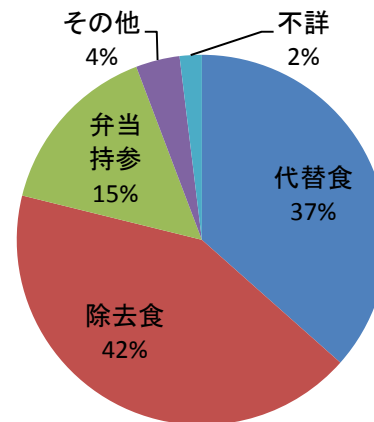
➤ 調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)

【参考・事業所内保育施設の給食提供状況等】

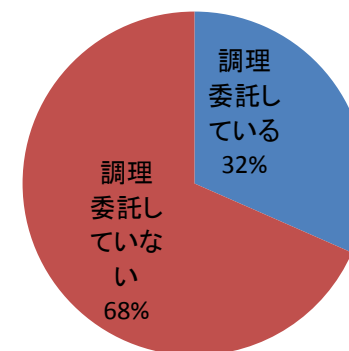
[事業所内保育施設の給食提供の状況]



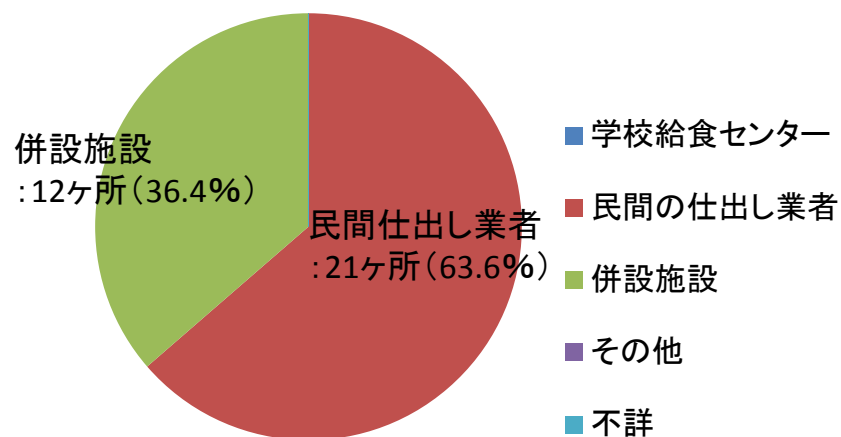
[アレルギーの子どもへの給食の提供状況 (自園調理)]



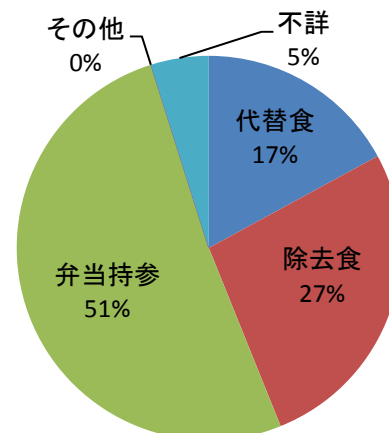
[調理業務の委託状況]



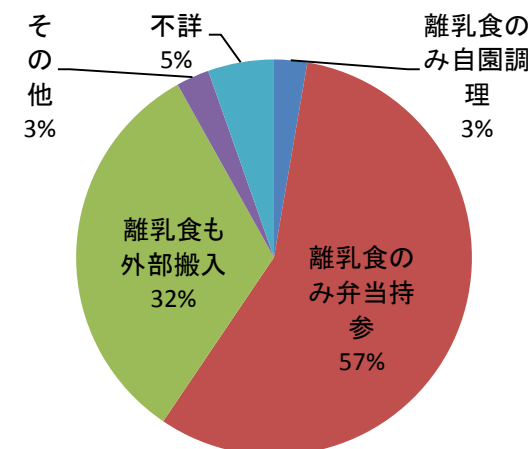
[外部搬入の状況]



[アレルギーの子どもへの給食の提供状況 (外部搬入)]



[離乳食の対応状況]



【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

- 居宅訪問型保育事業の食事の提供のあり方について、どう考えるか。

[主な論点]

論点: ベビーシッターは、訪問先の居宅キッチンにおいて調理しないことが一般的(保護者が用意した食事を食べさせることは可)と考えられるが、こうした事業の特性も踏まえつつ、居宅訪問型保育者による調理及び食事の提供について、どう考えるか。

<主なご意見>

- ・現行では、事業の特性上、給食の調理はしておらず、給食の提供は困難ではないか。

【対応方針(案)】

- 訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とすべきではないか。

(4)耐火基準(参酌基準)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
耐火等難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり 建築基準法上は、特殊建築物(「児童福祉施設等」としての取扱い	基本的には上乗せ規制はなし	保育所と同様	指導監督基準上、上乗せ規制あり 保育所に準じた上乗せ規制	上乗せ規制あり 保育所に準じた上乗せ規制 (注) ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

- 保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

論点:安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

<主なご意見>

- ・現行の基準で問題ないのではないか。
- ・居宅等を保育の提供場所とすることから、建築基準法等との整合性を図ることが必要。
- ・耐震性、安全性の確保を優先すべきと考えるが、既存事業者の事業継続の観点から、必要な改修への補助も検討すべきではないか。

【対応方針(案)】

- 主として、家庭的保育者の居宅等の活用を想定している現行の取扱いを基本に、更に検討してはどうか。

<検討の視点と主な論点(続き)>

【事業所内保育事業】

[検討の視点]

- 事業所内保育事業に係る避難規制について、多様なスペースの活用を念頭に、どう考えていくか。

[主な論点]

論点: 安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。

※事業所内保育施設に対する国の助成要件が準拠している国が定める認可保育所の設備基準(4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

<主なご意見>

- ・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。
- ・**安全性の確保は当然だが、事業所の一角などを活用する性格上、あまりに厳しい規制では大規模改修が必要となり、開設自体を断念しかねないことから、弾力的な運用を可能とすべき。**

【対応方針(案)】

- 現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、更に検討してはどうか。

【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

- 相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、特段、規制を設けないこととしてはどうか。

<主なご意見>

- ・事業の特性上、基準を設けることは困難であるが、一般の家庭に求められるような消火器の設置等は必須とすべきではないか。

【対応方針(案)】

- 居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本としてはどうか。(その場合であっても、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めることとするか。)

(5)連携施設等

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
連携施設	—	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	—	—	連携施設の設定が必要 1
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の存在が前提	—	—	嘱託医 2

※1 小規模保育事業に関しては、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

※2 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

➤ 現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

論点: 現行の家庭的保育事業の連携保育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。

→小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。

<主なご意見>

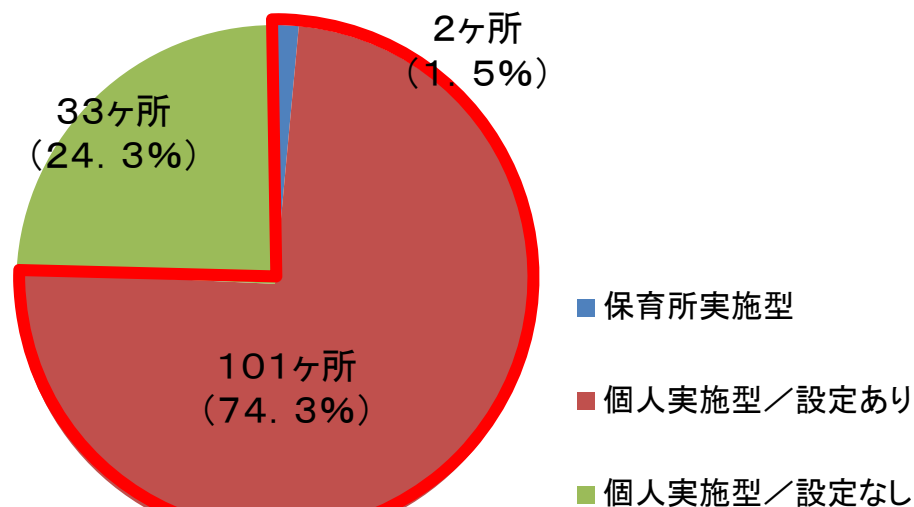
- ・連携施設については、小規模保育事業と同様にすることが大事ではないか。
- ・現行の家庭的保育における連携保育所は保育内容の充実、質向上、保護者の信頼の観点から有効であり、新制度においても必要。その際、公立施設のみならず、私立施設も対象となることの周知が必要。
- ・現行では、保育所OB等を活用して巡回指導を行う家庭的保育支援者の仕組みを継続してほしい。
- ・家庭的保育における連携保育所の仕組みは、市町村と連携しながら、きちんと対応していくことが重要。
- ・3歳以降の受け皿だけでなく、保育内容の支援等に係る適切な連携が可能となるよう、市町村の調整が重要。

【対応方針(案)】

- 現行の家庭的保育事業においても、連携保育所の確保を推進しており、約75%が連携保育所を設定していることを踏まえ、連携施設の設定を求めることを基本としてはどうか。
- 連携施設にあっては、小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。
- その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けてはどうか。

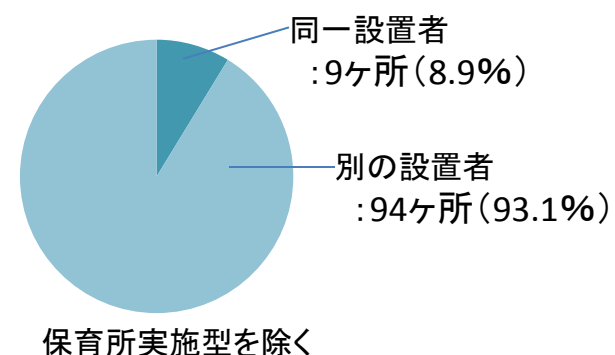
【参考・家庭的保育事業の連携保育所の設定状況等】

[家庭的保育事業の連携保育所の設定状況]

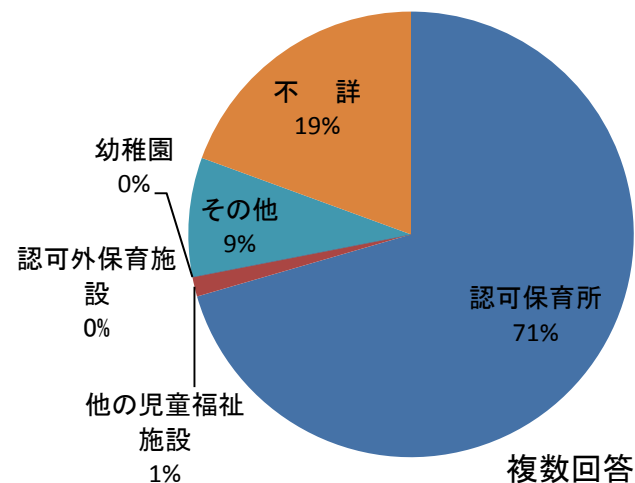


連携施設の設定ありの施設は約75%

[連携施設の属性]



[連携施設の施設類型]



【事業所内保育事業】

[検討の視点]

- 小規模保育事業と同様に、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

論点：卒園後の受け皿に関して、卒園後も引き続き同一地域で保育を受けることが想定される「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」と、広域から通勤することが想定される従業員の子どもとで、同一の対応を求めるべきか。

→頻繁に入れ替わることが想定される従業員及びその子どもについて、そのたびに、従業員の居住地市町村において連携施設を確保することが可能か。

<主なご意見>

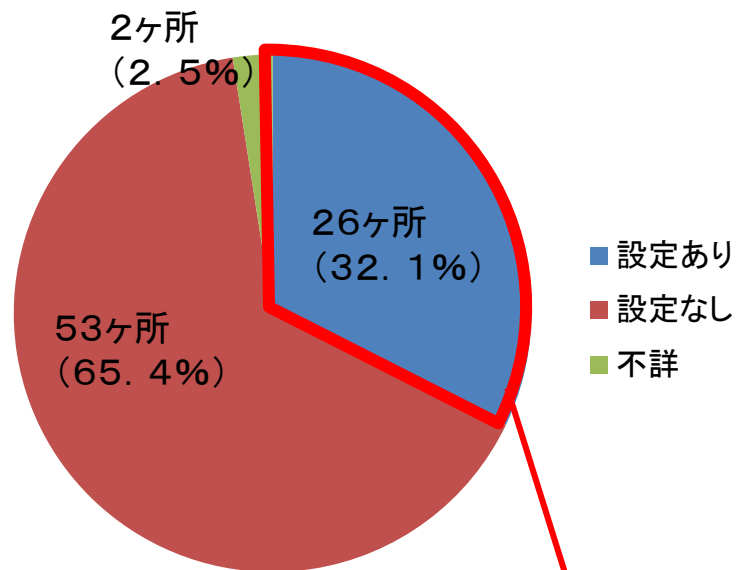
- ・広域利用が想定される従業員の子どもについて、卒園後の受け皿としての連携施設の確保には課題があるのではないか。

【対応方針(案)】

- 保育内容の支援に関しては、19名以下の規模の場合は、小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求めることを基本としてはどうか。
- 地域枠に関しては、卒園後も、当該市町村において、認定の変更を受けるほか、教育・保育の提供を受ける可能性が高いことから、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本としてはどうか。また、従業員の子どもについては、当該子どもは頻繁に入れ替わることが想定され、居住地も様々な市町村にまたがることから、必ずしも設定を求める必要はないのではないか。
- その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けてはどうか。

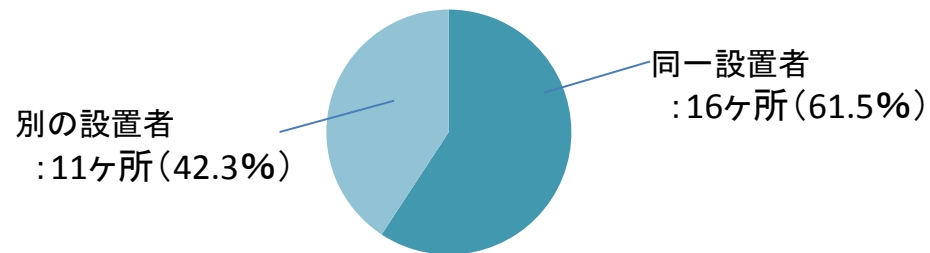
【参考・事業所内保育施設の連携保育所の設定状況等】

[事業所内保育施設の連携保育所の設定状況]

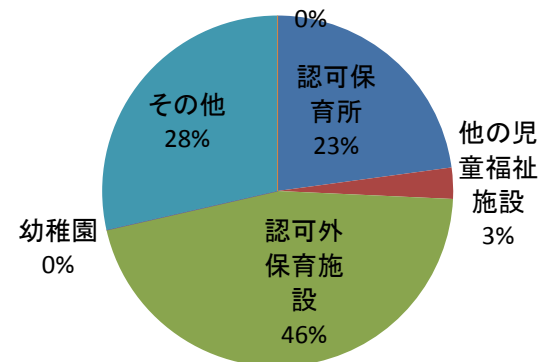


連携施設の設定ありの施設は約32%

[連携施設の属性]



[連携施設の施設類型]



【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

- 小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

論点: その際、保育内容の支援、卒園後の受け皿確保に関して、居宅訪問型保育事業の位置付け(後述)と併せて検討することが必要ではないか。

<主なご意見>

- ・保育所等と連携して進めていくことが大事ではないか。
- ・各事業所にコーディネーターを置き、市町村にアドバイザーを置くべきではないか。
- ・障害児、小児慢性疾患児等への保育には、保育所のみならず、児童発達支援事業や重症心身障害施設等の障害児施設との連携によって専門性が高められ、よりよい保育が行えるではないか。

【対応方針(案)】

- 相手方の居宅において保育を行う特性上、保育を行う場が一致しないため、保育内容の支援、卒園後の受け皿確保の両面を考慮しても、連携施設の設定を一律に求めることは困難ではないか。
- その上で、例えば、障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とするか。
例) 児童発達支援事業、障害児入所支援施設、医療機関
- その際、連携施設として求める施設の種別については市町村が指定することとし、また、連携施設の設定が困難であるなどの場合、小規模保育事業と同様に、事業者からの求めに応じて、市町村が連携先との調整を行うこととしてはどうか。

(6)各事業において固有の論点

①事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

→児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育事業については、従業員枠の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」を受け入れることが必要となる。その際、どの程度の地域枠を設定することを求めていくか。

※現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。(待機児童解消加速化プランに盛り込まれている。)なお、平成24年10月31日前に助成金の認定申請を行った施設は、「自社で雇用する労働者又は自社で雇用する労働者以外の雇用保険被保険者が定員の半数以上、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象。

※病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員(人事異動等により他施設の勤務となった職員を含む)の子どもに限定している。

※介護施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。

※地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(=地域型保育給付)の対象にはならないが、引き続き、施設として継続することは可能であり、雇用保険からの助成対象にはなり得る。

<主なご意見>

- ・従業員で定員を満たす場合、地域の子どもを受け入れることが困難なケースもある一方、自社の従業員のみでは定員の下限を満たすことが困難なケースもあり、地域枠の子どもの受け入れについては、弾力的な運用方法が考えられないか。
- ・事業所内保育にも多様な形態が考えられることから、地域枠の受け入れについて、現行以上に弾力的な運用を考えて欲しい。
- ・自社労働者要件を緩和し、より周辺の地域住民が利用できる体制をつくっていくことが望ましい。
- ・事業所内保育の運営をあきらめるケースの多くは、自社労働者の子どもの割合が高くなければならない点であることを踏まえる必要がある。また、小学校との連携等を考えると、長期間利用する事業ではないのではないか。
- ・自社の福利厚生のための位置付けから地域の子育て支援の資源という位置付けに変えていくべきではないか。そのため自社労働者要件については、現行の5割以上から、引き下げた上で、多くの地域の子どもを受け入れることができる仕組みとすべきではないか。
- ・地域型保育事業として位置付けられていることから、地域枠について一定の比率が必要ではないか。

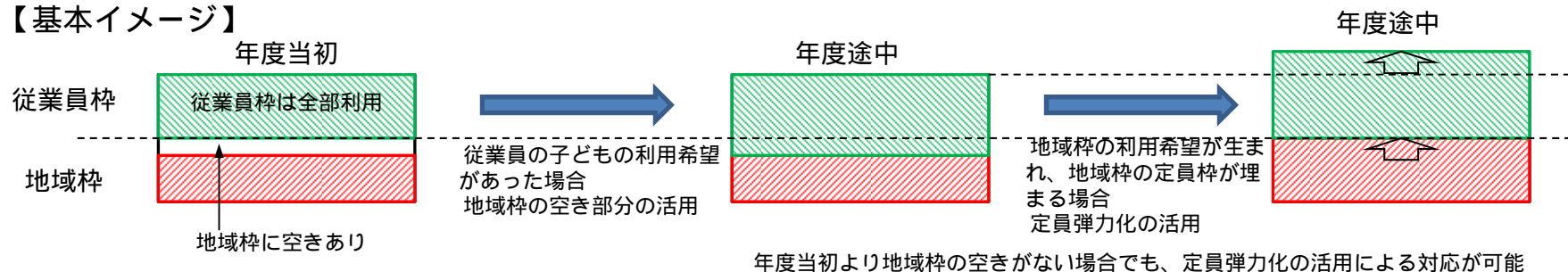
<主なご意見(続き)>

- ・例3の地域枠を利用定員の2分の1以上とするに賛成
- ・例1にすると、市町村事業計画に影響が及ぶ一方、多くの事業所内保育施設からの参入が期待できるのではないかと。例2、3として、地域枠が硬直的に運用されることで社員の復職・利用希望に妨げとなるような場合、設置目的に反しかねないのではないかと。そのため、例1とするか、地域枠を一定以上設けることとしても、社員のニーズに柔軟に答えることができる仕組みとすべきではないかと。
- ・事業所内保育の連合会からヒアリングをしたところ、例2の3分の1以上とすることで、地域に開かれた事業所内保育を目指したいとのことであった。
- ・市町村の立場からは、地域枠が1名では厳しく、逆に2分の1以上では事業所側に厳しい。当面の目標を3分の1にするのもあるのではないかと。また、4分の1以上として、インセンティブを付けるやり方もあり得るのではないかと。
- ・事業所内保育施設は、公的な保育の不足による待機児童問題への緊急避難的な対応という側面があることを踏まえた対応が必要ではないかと。また、地域によって事情が異なることも踏まえ、多くの事業所内保育が参入しやすくなるよう、例1とするのが妥当ではないかと。

【対応方針(案)】

- 地域住民の子どもの受入枠(地域枠)を利用定員比でどの程度設定することが適当か、検討するに当たっては、
 - ・現行の雇用保険事業による助成金対象施設からの円滑な移行
 - ・市町村による認可事業であり、市町村による利用調整の対象になるのは地域枠部分であること
 - ・事業所内保育事業が事業所による人材確保、福利厚生 の位置付けを有していること(従業員枠については、利用調整の対象外で、応諾義務も課されない)
 - ・通勤等の問題から、事業所内保育施設は、恒常的な利用児童の確保が比較的困難な傾向にあること
- また、例えば、例2、3のように、一定以上の地域枠の設定を求める場合であっても、年度の途中に従業員の子ども の利用ができず、復職の支援の妨げとならないよう、従業員枠と地域枠の取扱いの弾力化、施設全体の定員の弾力化によつて、柔軟な受入が可能となるよう、配慮してはどうか。

【基本イメージ】



例1: 地域枠を1名以上とする。

[考え方]

➤ 地域枠を最低限のものとするので、多くの事業所内保育施設が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

➤ 地域の受け皿としての機能、地域枠が下限の1名と設定された場合の地域住民の利用のしやすさ等を勘案すると、利用調整、需給調整、応諾義務の対象外となる従業員枠が大半を占める事業について、他の施設や事業と同様に給付の対象とすることをどう考えるか。

例2: 地域枠を利用定員の1/3以上とする。

[考え方]

➤ 現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設の多くが新制度に移行することが可能ではないか。

➤ 認可基準については、3名単位としていることが多く(0歳児3:1 1・2歳児6:1)、利用定員・地域枠の設定が比較的しやすいのではないか。

[留意点]

➤ 地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行について、どう考えるか。

➤ 利用定員が5名以下の小規模事業について、どう考えるか。(地域枠について、最低2名以上等を求めるか)

例3: 地域枠を利用定員の1/2以上とする。

[考え方]

➤ 地域における保育の受け皿として最も機能することが期待されるのではないか。

➤ 現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設のうち6割程度が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

➤ 地域枠の最低ラインが5割となることで、事業所内保育としての本来の位置付けとの関係、地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行との関係について、どう考えるか。

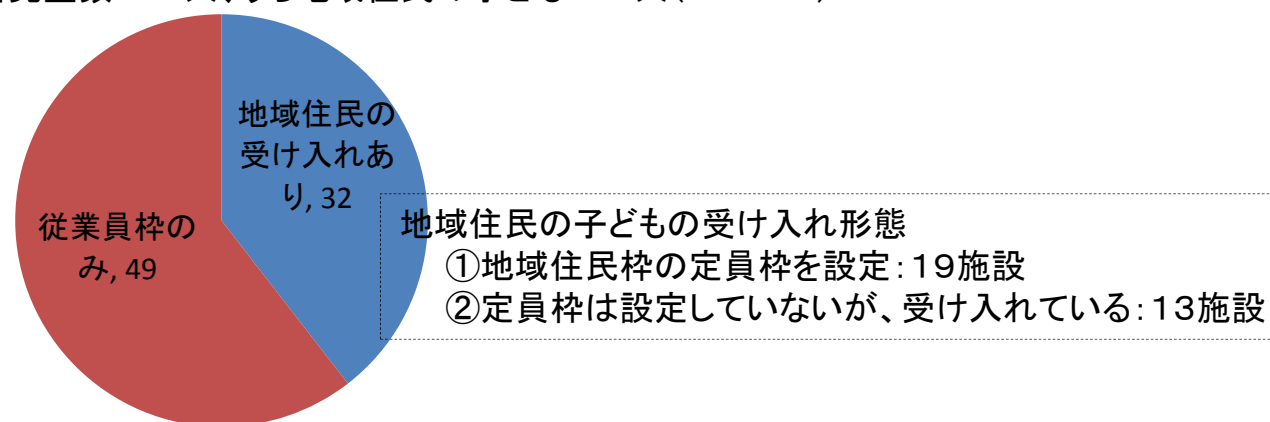
1. 事業所内保育施設の地域住民枠に係る基礎データ

地域型保育事業実態調査

(雇用保険事業の助成金対象施設のうち、地域の子どもを受け入れている施設を中心に抽出して調査を実施)

全体の利用状況と地域住民の子どもの受け入れ状況について

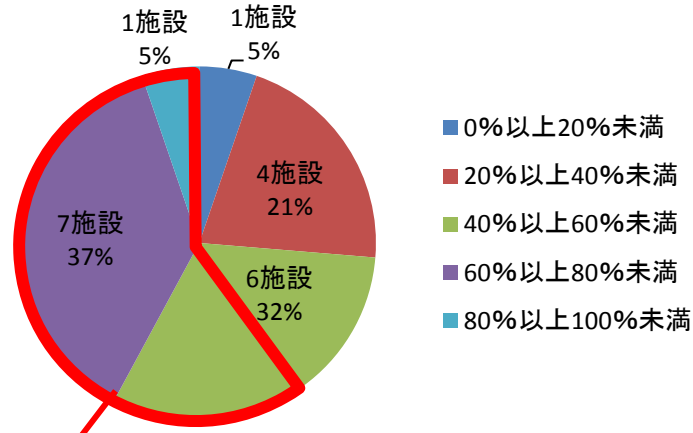
- 雇用保険事業の助成金対象施設(調査対象:81ヶ所)について、1施設当たりの平均利用定員は27.2人、入所児童数は19.0人となっている。
- 雇用保険事業の助成金対象施設(調査対象:81ヶ所)のうち、地域の子どもを受け入れている施設は32施設(39.5%)となっている。そのうち、あらかじめ地域住民の定員枠を設けている施設が19ヶ所、定員枠を設けていないが、地域住民の子どもを受け入れている施設が13ヶ所となっている。
- 調査結果に基づくと、地域の子どもを受け入れている施設(32ヶ所)の平均値は以下の通り。
 - ・定員ベース(19ヶ所)では、1施設当たり平均22人、うち地域住民枠11人(53.9%)
 - ・入所児童数(実員)ベースでは、1施設当たり平均14人、うち地域住民の子ども8人(52%)
 - ※定員枠有りの施設(19ヶ所)では、1施設当たり平均14人、地域住民の子ども7人(51.8%)
 - ※定員枠なしの施設(13ヶ所)では、1施設当たり平均15人、地域住民の子ども9人(52.3%)
 - ※全体では、総入所児童数457人、うち地域住民の子ども259人(56.7%)



各施設における地域住民の子どもを受け入れ状況について

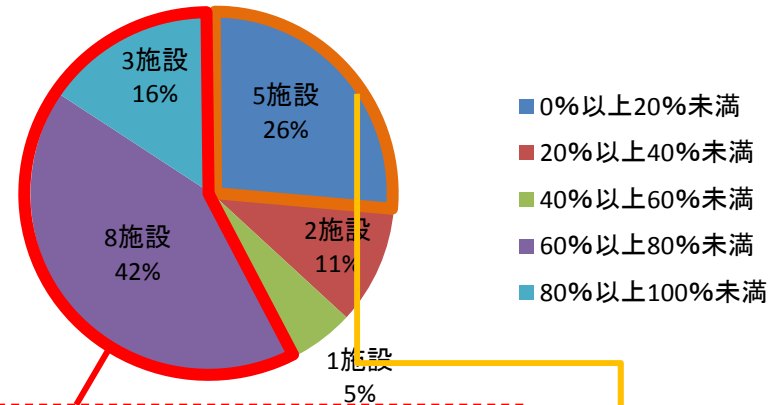
○ 地域住民の子ども定員(地域枠)を設定している施設(19ヶ所)における地域枠定員の設定状況については、以下の通り。地域住民の利用定員が定員全体の1/2以上となっている施設が多くなっている。

地域住民枠が定員設定に占める割合



50%以上を占める施設: 11施設・58%
 (33%以上を占める施設: 16施設・84%
 20%以上を占める施設: 18施設・95%)

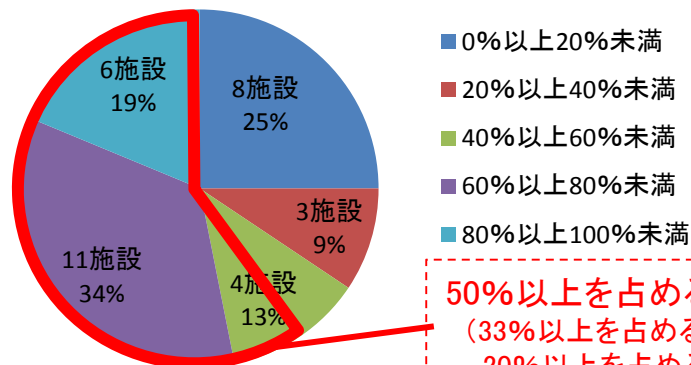
地域住民の子どもを受け入れ状況



50%以上を占める施設: 11施設・58%
 (33%以上を占める施設: 14施設・74%
 20%以上を占める施設: 14施設・74%)

○ 利用定員の設定の有無にかかわらず、地域住民の子どもを受け入れている施設(32ヶ所)における地域住民の子どもを受け入れ状況については、以下の通り。

地域住民の子どもを受け入れ状況(全体)



50%以上を占める施設: 19施設・60%
 (33%以上を占める施設: 23施設・72%
 20%以上を占める施設: 24施設・75%)

20%未満の施設(5施設)の内訳

※定員(地域枠)→入所児童数(地域枠)

28人(3人)→2人(0人) 20人(10人)→12人(1人)
 17人(5人)→10人(1人) 40人(20人)→16人(0人)
 22人(7人)→7人(1人)

→定員を大幅に割り込んでいる

入所率別施設数について

- 全体の入所率(入所児童数/定員数)については、約70%となっており、その上で、各形態における入所率は以下の通り。
- 入所率が80%未満の施設が全体の約7割を占めており、うち、2/3未満の施設は48%、1/2未満の施設は23.5%となっており、定員に余裕がある施設が比較的多い傾向。

入所率 (入所者数/定員数)	全体	地域住民枠の ある施設	地域住民枠の ない施設
0% ~ 20%未満	3か所 (3.7%)	2か所 (6.3%)	1か所 (2.0%)
20% ~ 40%未満	11か所 (13.6%)	5か所 (15.6%)	6か所 (12.2%)
40% ~ 60%未満	17か所 (21.0%)	8か所 (25.0%)	9か所 (18.4%)
60% ~ 80%未満	25か所 (30.9%)	7か所 (21.9%)	18か所 (36.7%)
80% ~ 100%未満	15か所 (18.5%)	6か所 (18.8%)	9か所 (18.4%)
100% ~	10か所 (12.3%)	4か所 (12.5%)	6か所 (12.2%)
合計	81か所 (100.0%)	32か所 (100.0%)	49か所 (100.0%)

~ 50% (1/2) 未満	19か所 (23.5%)	9か所 (28.1%)	10か所 (20.4%)
~ 67% (2/3) 未満	39か所 (48.1%)	17か所 (53.1%)	22か所 (44.9%)

②居宅訪問型保育事業の位置付け

→居宅訪問型保育事業については、1:1対応が基本となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。

[考えられる役割の例]

例1)特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

例2)保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

<主なご意見>

- ・1:1対応が基本となることを踏まえると、利用に当たっては、何らかの理由が必要となるのではないか。その場合、例示以外に、双子や三つ子といった多胎児対応も考えられるのではないか。
- ・同一の保育所に入れられない場合、送迎が困難な場合なども考えられると思うが、基準を設けることが困難と思う。また、ファミリー・サポート・センター事業との整理が必要。
- ・育休からの復帰に当たって、保育所に入所するまでの間、居宅訪問型保育や訪問型の一時預かり事業を活用することで、計画的な復帰が可能となるのではないか。
- ・多胎児についても対象としてはどうか。また、ひとり親家庭で出張や泊まり勤務等がある場合への対応も考えられるのではないか。
- ・複数の施設に申し込んでも入れない場合など、待機児童になった子どものつなぎ利用としては考えられないか。
- ・例1のように、集団保育では受け入れにくいケースへの対応、救急・医療・福祉関係者など、夜間・深夜帯や休日に勤務するケースへの対応、例2のように緊急時や他に施設等がまったくない山間地等への対応などが考えられないか。
- ・一定の研修など前提条件が必要になるが、例1のケースや産休明け保育等でニーズがあると考え。いったんスタートし、利用実態や課題を踏まえて修正していけば良いのではないか。
- ・ひとり親家庭では、雇用の不安定さから、夜勤の宿直やダブルワーク等もあり得るため、所得に応じた利用者負担で利用することができる居宅訪問型保育が選択肢になると良いのではないか。
- ・3歳未満児でおおむね短時間、家庭的、個別的対応を必要とする子ども全般が対象ではないか。小児慢性疾患などのケースについては、医師の診断との関係、特別な研修、医療行為との関係について整理が必要ではないか。
- ・利用イメージとして①～③に賛成。対象を広げすぎるのは、公費負担との関係を踏まえ、疑問。
- ・小児慢性疾患児などについては、より専門的な対応が必要となるため、病児保育の派遣型という理解の方が適切ではないか。保育者の専門性はより高度なレベルが必要であり、どの程度の症状までにするか十分な検討が必要。
- ・フリーランス、在宅勤務、短時間勤務シフトなど、通常の保育利用になじまない就労家庭や保育所の通常保育を利用している家庭で送迎を含む延長保育への対応なども考えられるのではないか。

【対応方針(案)】

➤ 居宅訪問型保育事業が担う役割としては、

- ① 特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
 - ② 保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
 - ③ ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応
- を基本として、更に検討することとしてはどうか。

➤ また、育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用や離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用、また、休日の保育を必要とする場合で地域に休日に利用できる保育所等がない場合への対応について、どう考えるか。この場合、公費負担と利用者負担との関係についてどう考えるか。

➤ ①のようなケースについては、特に専門性が求められるため、研修内容について十分検討することが必要ではないか。

③居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用について

→労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えることが求められているが、基本的に1対1の対応となる居宅訪問型保育者についてどう対応するか。

<主なご意見>

- ・労働基準法の適用については、非常にデリケートな問題と思う。雇用の安定という面を考えると個人事業主というより労働基準法の適用を受ける労働者が担うべきと考えるが、休憩時間については、引き続き、議論が必要ではないか。
- ・労働基準法の例外規定の適用対象とすべきではないか。
- ・保育者への慣れを含め、休憩時間とって自動的に交代したりするわけにはいかないのではないか。
- ・上記②対応方針案③の夜間勤務への対応について、労働基準法との関係について整理が必要なほか、交代勤務なども含めて検討が必要ではないか。

【対応方針(案)】

➤ご意見を踏まえ、更に検討。

④家庭的保育事業の共同実施について

→これまで、複数の家庭的保育事業の集合体として実施してきたグループ型小規模保育事業については、小規模保育事業C型へと移行していくことを想定しているが、これとは別に、複数の個人事業主である家庭的保育者が共同・共助の形態で事業を実施することについて、どう考えるか。

<主なご意見>

- ・グループ型小規模保育については、複数の個人事業主である家庭的保育者が共同して保育を提供している事例もある。こうしたケースもすべて小規模保育事業(C型)に移行するのか、共助型として実施可能なのか、関心が高い。子どもの数で線引きをするのが一番分かりやすいのではないか。

【対応方針(案)】

➤家庭的保育事業の共同実施については、実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係等で不均衡が生じないか、慎重な検討が必要ではないか。

○調査の概要

地域型保育給付の公定価格の設定や、地域型保育事業の認可基準の策定のための検討材料とするため、厚生労働省において、地域型保育事業への移行が想定される現行制度下での施設、事業を対象に調査を実施。

○調査対象施設、事業

- ①地方単独事業による財政支援を受けている認可外保育施設(「保育室等」)
- ②グループ型小規模保育事業
- ③へき地保育所
- ④家庭的保育事業
- ⑤事業所内保育施設

※①～④については市町村を經由して調査を実施

※居宅訪問型保育事業の検討に当たって、今後ベビーシッター事業の調査を実施予定

○調査時期

平成25年7月～8月

※平成25年3月の状況を調査(入所児童数、収支状況については平成24年度の状況を調査)

○主な調査項目

・施設の状況等

設置場所、定員数・入所児童数(へき地保育所は保育に欠ける児童数の内訳、事業所内保育施設は地域枠・従業員枠別に調査)、開所時間、連携先の有無 等

・施設設備の状況等

建物の形態、立地場所、居室・屋外遊戯場の設置状況・面積、給食の提供状況 等

・収支状況等

収入の状況(利用料収入、補助金・助成金収入 等)

支出の状況(人件費、土地・建物借料、給食材料費 等)

・職員の状況

職種別の配置人員、平均勤続年数

職種別の給与月額

參考資料

1. 家庭的保育の研修内容

(基礎研修:すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得)

科目名		区分	時間	内容
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実技	120分	

科目名		区分	時間	内容
家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義 演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理
	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義 演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身の家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係

科目名		区分	時間	内容
家庭的 保育の 実際	保護者への対応	講義 演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ～事例を通して考える～
	子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの 対応	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び ー日本に伝承されてきた育児法を用いるー
研修を 進める 上で必 要な講 義	見学実習オリエン テーション	演習	30分～ 60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討論	演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方

科目名	区分	時間	内容
見学実習	実習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)
実施自治体の制度について (任意)	講義	60分～ 90分	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などについて

家庭的保育の研修内容
 (認定研修: 保育の知識・技術等の習得)

科目名	区分	時間	内容	
子ども家庭福祉	講義	4時間	「児童福祉」関連 ①児童福祉の意義とその歴史的展開 ②児童福祉に関する制度と福祉機関・施設 ③児童福祉の現状と課題 ④児童福祉の実践と児童福祉従事者 ⑤相談援助活動	「社会福祉」関連 ①現代社会と社会福祉の意義 ②社会福祉の法体系と実施体系 ③社会福祉援助技術の概要 ④社会福祉専門職 ⑤社会福祉の動向 ⑥利用者保護制度の概要
子どもの心身の発達と保育	講義	8時間	「発達心理学」関連 ①発達心理学の方法と考え方 ②初期経験の重要性 ③発達期の特徴 ④乳幼児期における発達援助のあり方	
子どもの健康管理	講義 演習	8時間	「精神保健」関連 ①小児の精神機能発達と精神保健 ②小児の生活環境と精神保健 ③小児各時期の精神保健 ④小児の心の健康障害 ⑤小児期の精神保健活動	「小児保健」関連 ①小児の健康と小児保健の意義と目的 ②小児の発育・発達と生活の支援 ③小児の食生活と栄養 ④心身の健康増進の意義とその実践 ⑤小児の疾病とその予防対策 ⑥事故と安全対策 ⑦児童福祉施設における保健対策 ⑧母子保健対策と保育

科目名	区分	時間	内容	
子どもの栄養管理	演習	6時間	「小児栄養」関連 ①小児の健康な生活と食生活の意義 ②小児の発育・発達と食生活 ③栄養に関する基本的知識 ④妊娠・授乳期の食生活 ⑤乳児期の食生活 ⑥幼児期の食生活 ⑦学齢期・思春期の食生活 ⑧小児期の疾病の特徴と食生活 ⑨障害をもつ小児の食生活 ⑩児童福祉施設における食生活	
子どもの安全と環境	講義 実習	8時間	「小児保健」関連 ①小児の健康と小児保健の意義と目的 ②小児の発育・発達と生活の支援 ③小児の食生活と栄養 ④心身の健康増進の意義とその実践 ⑤小児の疾病とその予防対策 ⑥事故と安全対策 ⑦児童福祉施設における保健対策 ⑧母子保健対策と保育	「養護原理」関連 ①児童養護の概念 ②施設における児童養護 ③施設養護の実際 ④児童福祉施設の運営・管理と援助者 ⑤今後の課題

科目名	区分	時間	内容	
子どもの保育	講義	6時間	「保育原理」関連 ①保育の本質 ②保育の場 ③保育の歴史と現状 ④保育所保育の原理 ⑤保育所保育の内容 ⑥保育所保育の計画 ⑦発達過程に応じた保育と指導計画 ⑧保育所の健康・安全上の留意事項 ⑨多様な保育ニーズへの対応上の留意事項 ⑩子育てに関する相談援助活動 ⑪保育所における自己評価 ⑫家庭、地域との連携 ⑬保育士の資質と任務	「教育原理」関連 ①教育の意義、目的及び児童福祉との関連性 ②教育の基礎的概念と諸理論 ③教育の歴史 ④教育の制度 ⑤教育の実践 ⑥生涯学習社会における教育 ⑦現代の教育問題
保育実習()	実習	48時間	連携保育所の3歳未満児クラス中心の実習	
保育実習()	実習	20日	連携保育所又は認可保育所において実習 [看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)の者を除く。]	

内容:研修内容は、家庭的保育者としての認定において必要となる教科目ごとに、①等を受講。なお①等は例示として示したものであり、全ての受講が必要ということではない。

区分:それぞれの内容における養成課程に対応する形態としている

2. ベビーシッター資格認定制度

制度：ベビーシッターの専門性を高めるために、「認定ベビーシッター」資格を付与する資格認定制度。
公益財団法人全国保育サービス協会が実施

取得方法：①協会が実施する2つの研修会(新任研修会、現任 研修会)を受講し、修了。
その後、ベビーシッターとしての実務経験をもち、認定試験を受験。
②保育士の資格を取得した者であり、「認定ベビーシッター資格取得指定校」として協会が指定した
保育士養成施設において「在宅保育」の科目を履修(科目等履修も可)。

新任研修会

- ・目的：ベビーシッターとしての基本的知識全般を身につける
- ・期間：2日半

研修科目	研修内容	時間
児童家庭福祉	①児童家庭福祉総論 ②わが国の保育制度と保育サービス	90分
ベビーシッターの使命と役割	①児童家庭福祉における家庭訪問保育 ②家庭訪問保育の社会的背景、役割、歴史 ③家庭訪問保育の現状	60分
ベビーシッターの使命と役割	①家庭訪問保育者の基本姿勢 ②家庭訪問保育の仕事の流れ ③家庭訪問保育者としての持ち物 ④家庭訪問保育者としてのマナー ⑤事件・災害時の対策	60分

研修科目	研修内容	時間
保育マインド	①子どもの心の発達と相互作用 ②子どもの育ちと大人の役割 ③生きる喜びと意欲	60分
子どもの発達	①子どもとは ②小児期の区分 ③子どもの成長 ④発達についての理解	60分
子どもの健康管理	①健康管理上の留意点 ②子どもにみられる病気 ③子どもに多く見られる症状と家庭のケア	60分
事故・安全	①子どもの事故 ②事故の回避・チェックポイント ③緊急時の対応	60分
保育技術	①年齢別の特徴に応じたかかわり方 ②生活の援助 ③乳幼児の栄養と食事 ④食育について ⑤家庭訪問保育における食事のお世話 ⑥ほめ方・叱り方	120分
家族とのコミュニケーション	①家庭における子育て支援の必要性 ②家族とのコミュニケーション	60分
ディスカッション	テーマ ・子どもにとってよいベビーシッターとは ・保護者との上手なコミュニケーションのとり方とは	120分
レポート(400字)	テーマ「私はこんなベビーシッターになりたい」	

現任 研修会

・目的: ベビーシッターとしての専門的知識及び技術を身につける

・期間: 3日

研修科目	研修内容	時間
ベビーシッターの使命と役割	①家庭訪問保育の有効性と課題 ②さまざまな家庭訪問保育 ③リスクマネジメントと損害賠償 ④事業者とコーディネーターの役割	120分
保育マインド	①保育マインドの意義 ②子どもに眼を向け、心を向ける ③課題: 保育マインドの視点から考える家庭訪問保育	60分
子どもの発達	①子どもの発達の概要 ②障害のある子どもの発達	90分
子どもの健康管理	①病気への対応と保育 ②家庭訪問保育における注意点 ③感染症 ④予防接種	90分
事故・安全 ～実演・実習	①事故の対処法 ②心肺蘇生法(人形による全員実習)	180分
保育技術	①あそび ②年齢別の特徴に応じたあそび ③絵本	180分
ファミリーサポート	①さまざまな家庭における家族とのかかわり方 ②家庭訪問保育における子育てアドバイス	90分

研修科目	研修内容	時間
ディスカッション	テーマ ・ベビーシッターに求められるプロ意識について	120分
レポート(800字)	テーマ「ベビーシッターの使命と役割～私はこう考える」	

保育士養成施設における履修(「在宅保育」の履修)

講義、2単位(90分15コマ)

- | | |
|--|--|
| 1) 児童家庭福祉における在宅保育
2) ベビーシッター概論
3) 在宅保育における保育マインド
4) 在宅での子育て支援
5) 家族とのコミュニケーション・カウンセリングマインド
6) さまざまなベビーシッターサービス
① 産後ケア
② 病後児保育、障害児保育
③ 送迎保育、同行保育
④ 多胎児(双生児)保育
⑤ 外国の子どもの保育、グループ保育、学童保育 | 7) ベビーシッターの基本姿勢
8) ベビーシッターの仕事の実際
9) 小児保健と子どもの発達
10) 子どもの健康管理
11) 在宅での事故の予防と対応
12) 在宅における保育技術(年齢別保育、栄養、睡眠、排泄、入浴など)
① 乳児保育
② 幼児保育 |
|--|--|